

平成 27 年度利用者負担（保育料等）について

1. 保育料について

(1) 国の利用者負担の考え方

新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して定める（応能負担）こととされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体となる市町村が定める。

1号については、現行の幼稚園就園奨励費を考慮し、利用者が実際に負担している利用料（全国平均）で国の基準額を設定している。

2号・3号についての国の基準額は、現行の基準額（保育標準時間）と同一としているが、新たに保育短時間の利用者負担を設定（保育標準時間のマイナス1.7%程度）している。

所得階層の区分については、すべて市民税額をもとに決定することとしている（2号・3号は、所得税額及び市民税額から市民税額への変更となる）。

多子世帯の保育料軽減について、現行どおり第2子半額、第3子無料としている。

A. 教育標準時間認定（1号）保育料について

現行の私立幼稚園の保育料等は、各幼稚園が設定した上で、収入に応じた就園奨励費の公費給付により応能負担の仕組みとなっている。

新制度における国の所得階層区分は、現行の就園奨励費の支給区分と同一である。

平成 27 年度から新制度に移行する市内及び近隣市の幼稚園、認定こども園はないため、幼稚園及び入園希望者は、これまでどおり対応となる（平成 28 年度以降は未定）。

以上のことから、本市の1号の保育料について、次のように取り扱うこととしたい。

① 平成 27 年に関しては、近隣市を含めて新制度に移行する幼稚園や認定こども園がなく、現行制度と同様の取り扱いとなる。1号認定者はいないが、保育料は設定する必要があることから、平成 27 年度については、国の基準どおりとしたい。

② 平成 28 年度以降については、幼稚園等の新制度への対応や国、他の自治体の水準を見定めた上で、以下の観点を踏まえて保育料の設定を検討していきたい。

ア 国の基準額は全国の保育料等の平均額であるが、室蘭市内の幼稚園における保育料等の現状は、全国平均よりも低く（5,000 円程度）、設定に当たっては、市内の現状を考慮する必要がある。

イ 幼稚園への就園に関しては広域的な利用が多いことから、近隣市の対応のほか、道内他市や今後の国の動向等を考慮する必要がある。

ウ 国の基準額との差額は、全額市単独の負担となることから、この点についても考慮する必要がある。

B. 保育認定（2・3号）保育料について

(1) 保育料の概要

現行保育料は、他の市町村と同様に国の基準から市独自の軽減策を実施している。

所得階層区分について、現行の所得税額及び市民税額を基準とするものから、市民税額を基準とすることに変更となる。

市民税額を基準とするため、保育料算定の対象期間は「年度」から、「9月～翌年8月」に変更となる（4月入所者は4月～8月、9月～翌年8月までで、それぞれ保育料を算定）。

(2) 平成 27 年度の保育料について

保育標準時間に関しては、国の保育料の基準額・階層区分ともに変更はなく、現行の階層区分の所得税額を市民税所得割額に換算し直したものである。

本市においても、これまでの継続性と国の基準の考え方を踏まえ、現行の保育料徴収基準表をベースに、階層区分における所得税額を市民税額に換算した基準表（別表参照）とする考えである。

(3) 階層の変動について

現在の保育料の算定では、年少扶養控除及び 16～18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止前の旧税額を再計算しているが、今後、再計算が不要となるよう、国の基準額では、父、母（収入はあるが非課税）、子ども 2 人の 4 人家族をモデルケースとして、年少扶養控除 2 人分を当初から組み入れる内容の基準表としている。

このため、新たな保育料の基準表では、

子ども 1 人の場合でも、2 人分の年少扶養控除が含まれており、階層が下がる傾向がある。
子ども 3 人以上の場合、2 人分の年少扶養控除しか含まれないため、階層が上がる傾向がある。

以上のことから、本市の 2 号・3 号の保育料について、現行水準を維持するという考え方を基本としつつ、次のように対応することとしたい。

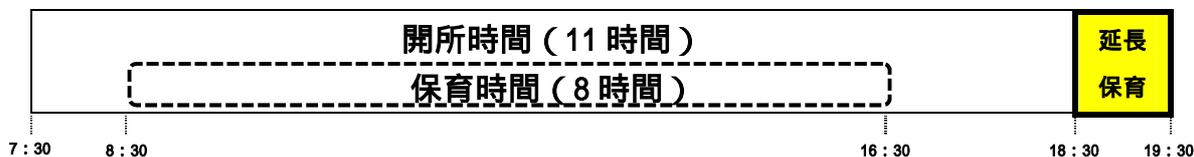
- ① 現行の年齢区分・階層区分と同様とする。
- ② 保育標準時間の保育料は現行水準と同額とする。
- ③ 保育短時間の保育料は、保育標準時間の - 1.7% 程度とする。
- ④ 子どもが 3 人以上のいることを要因として保育料の階層が上昇する場合、在園児が卒園するまでの間に限り、国の経過措置を活用して年少扶養控除及び 16～18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止前の旧税額を再計算した上で新制度の利用者負担階層区分を決定することができるため、活用することとしたい。
- ⑤ 給付単価を上限とする保育料設定の対応として、3 歳児及び 4・5 歳児の D15～D17 までの階層の保育料を D14 と同額とする。

2. 延長保育事業について

利用時間

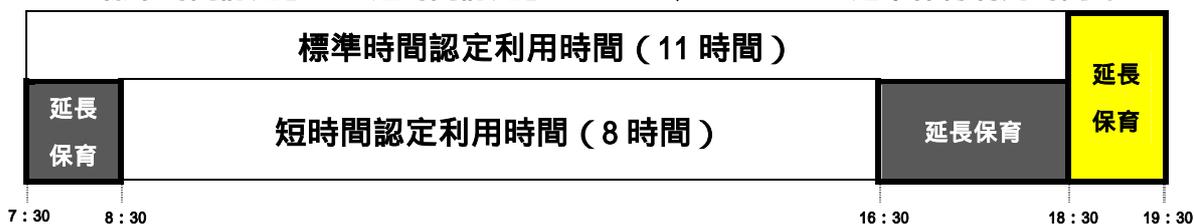
【現行】

- ▶ 18時30分～19時30分まで



【新制度】

- ▶ 「標準時間認定」と「短時間認定」において、それぞれの通常保育利用時間外



利用料 (保護者負担金)

【現行：生保世帯・市民税非課税世帯は免除】

18時30分以降は、通常保育料のほかに 1日・1時間200円の延長保育料を徴収

【新制度：生保世帯・市民税非課税世帯は免除】

標準時間保育認定

現行どおり

短時間保育認定

1時間200円を徴収する。

(課題)

標準時間認定と短時間認定の保育料の差は1.7%程度(数百円程度)のため、短時間認定者の7時30分から18時30分までの間で利用する延長保育料を含めると、総額で標準時間認定者の保育料を上回ることが想定される。

(対応策)

- ① 勤務シフトや送り迎えにかかる時間などで、あらかじめ延長保育が見込まれる人(月の勤務時間が120時間未満により短時間認定相当の人)については、標準時間認定とする。
- ② 保育短時間認定に係る保育料と延長保育料(18時30分までの分)の合計が同階層の標準時間認定の保育料を上回らないよう、保育短時間認定の延長保育料に上限を設ける。なお、18時30分以降の延長保育料の取り扱いは、標準時間認定、短時間認定ともに同一とする。

3．休日保育事業について

【現行】

概要

日曜日・祝日等に保護者の勤務等により児童が保育に欠ける場合に預かる事業

対象

認可保育所入所児童

実施場所

常盤保育所、中島保育所

時間・料金

8時～18時、1日1,800円（減免あり）

【新制度】

休日保育料の徴収なし（無料） 利用料は通常の保育料に含まれるとの考え方。

考え方

- ・日曜、祝日が勤務日の場合、通常保育料と別に休日保育料が発生するため、保護者の就労形態による不公平を解消することが目的。
- ・国の補助金制度が廃止され、公定価格上、休日保育を実施する保育所に加算措置がとられることになる。

1号認定(幼稚園)の利用者負担額

推定年収	階層区分	保育料(月額)
-	生活保護世帯	0円
~ 270万円	市町村民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	3,000円
	(母子・父子・障害・その他)	(0円)
~ 360万円	所得割額 77,100円以下	16,100円
	(母子・父子・障害・その他)	(15,100円)
~ 680万円	所得割額211,200円以下	20,500円
680万円 ~	所得割額211,201円以上	25,700円

【市基準】

国の基準どおりとする。
H28以降は、私立幼稚園の新制度への移行状況などを見ながら、検討していく。

低所得世帯等への軽減措置
 現行の保育所における取り扱いを踏まえ、1~3号認定を受ける子どものいずれの場合についても同様に軽減措置を実施
 ▶ 対象世帯：母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)
 ▶ 軽減額：第2・3階層で、上記の世帯に該当する場合、第2階層にあっては0円とし、第3階層にあっては1,000円を減じた額とする。

多子世帯への軽減措置
 現行の取り扱いを継続し、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に、2人目は半額、3人目以降は0円とする。

2号・3号認定(保育所)の利用者負担額

推定年収	階層区分 (所得税額 市民税額)	保育料(月額)			
		3号認定(3歳未満児)		2号認定(3歳以上児)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
-	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
~ 260万円	市民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
	(母子・父子・障害・その他)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)
~ 330万円	旧市民税課税世帯 市民税所得割 48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円
	(母子・父子・障害・その他)	(18,500円)	(18,300円)	(15,500円)	(15,300円)
~ 470万円	市民税所得割 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
~ 640万円	旧所得税課税世帯 市民税所得割 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
~ 930万円	市民税所得割 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
~ 1,130万円	市民税所得割 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
1,130万円 ~	市民税所得割 397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円

【市基準】

階層区分 (所得税額 市民税額)	保育料(月額)									
	3号認定(3歳未満児)			2号認定(3歳児)			2号認定(4・5歳児)			
	保育標準時間	保育短時間	標準時間との差額	保育標準時間	保育短時間	標準時間との差額	保育標準時間	保育短時間	標準時間との差額	
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B-1	市民税非課税世帯	3,600円	3,600円	0円	2,400円	2,400円	0円	2,100円	2,100円	0円
B-0	(母子・父子・障害・その他)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)
C1	旧市民税課税世帯 市民税均等割のみ	12,500円	12,300円	200円	9,500円	9,400円	100円	8,500円	8,400円	100円
	(母子・父子・障害・その他)	(11,500円)	(11,300円)	(200円)	(8,500円)	(8,400円)	(100円)	(7,500円)	(7,400円)	(100円)
C2	市民税所得割 5,000円未満	16,000円	15,800円	200円	13,000円	12,800円	200円	11,700円	11,600円	100円
	(母子・父子・障害・その他)	(15,000円)	(14,800円)	(200円)	(12,000円)	(11,800円)	(200円)	(10,700円)	(10,600円)	(100円)
C3	市民税所得割 48,600円未満	19,500円	19,200円	300円	16,500円	16,300円	200円	14,900円	14,700円	200円
	(母子・父子・障害その他)	(18,500円)	(18,200円)	(300円)	(15,500円)	(15,300円)	(200円)	(13,900円)	(13,700円)	(200円)
D1	市民税所得割 60,700円未満	22,100円	21,800円	300円	19,100円	18,800円	300円	17,200円	17,000円	200円
D2	市民税所得割 72,800円未満	24,700円	24,300円	400円	21,700円	21,400円	300円	19,500円	19,200円	300円
D3	市民税所得割 84,900円未満	27,300円	26,900円	400円	24,300円	23,900円	400円	21,900円	21,600円	300円
D4	市民税所得割 97,000円未満	30,000円	29,500円	500円	27,000円	26,600円	400円	24,300円	23,900円	400円
D5	市民税所得割 115,000円未満	33,600円	33,100円	500円	30,200円	29,700円	500円	27,200円	26,800円	400円
D6	市民税所得割 133,000円未満	37,200円	36,600円	600円	33,400円	32,900円	500円	30,100円	29,600円	500円
D7	市民税所得割 151,000円未満	40,800円	40,200円	600円	36,700円	36,100円	600円	33,000円	32,500円	500円
D8	市民税所得割 169,000円未満	44,500円	43,800円	700円	40,000円	39,400円	600円	36,000円	35,400円	600円
D9	市民税所得割 213,000円未満	50,000円	49,200円	800円	40,600円	40,000円	600円	36,600円	36,000円	600円
D10	市民税所得割 257,000円未満	55,500円	54,600円	900円	41,300円	40,600円	700円	37,200円	36,600円	600円
D11	市民税所得割 301,000円未満	61,000円	60,000円	1,000円	42,000円	41,300円	700円	37,800円	37,200円	600円
D12	市民税所得割 333,000円未満	67,300円	66,200円	1,100円	44,400円	43,700円	700円	40,000円	39,400円	600円
D13	市民税所得割 365,000円未満	73,600円	72,400円	1,200円	46,800円	46,100円	700円	42,200円	41,500円	700円
D14	市民税所得割 397,000円未満	80,000円	78,700円	1,300円	49,300円	48,500円	800円	44,400円	43,700円	700円
D15	市民税所得割 430,000円未満	88,000円	86,600円	1,400円	49,300円	48,500円	800円	44,400円	43,700円	700円
D16	市民税所得割 463,000円未満	96,000円	94,400円	1,600円	49,300円	48,500円	800円	44,400円	43,700円	700円
D17	市民税所得割 463,000円以上	104,000円	102,300円	1,700円	49,300円	48,500円	800円	44,400円	43,700円	700円

国と同様に、保育標準時間認定は現行の利用者負担の水準を基本とし、保育短時間認定は保育標準時間認定の 1.7% (= 98.3%) を基本に設定

低所得世帯等への軽減措置
 現行の保育所における取り扱いを踏まえ、1~3号認定を受ける子どものいずれの場合についても同様に軽減措置を実施
 ▶ 対象世帯：母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)
 ▶ 軽減額：第2・3階層で、上記の世帯に該当する場合、第2階層にあっては0円とし、第3階層にあっては1,000円を減じた額とする。

多子世帯への軽減措置
 現行の取り扱いを継続し、小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に、2人目は半額、3人目以降は0円とする。

2号・3号認定(保育所)の利用者負担額 (現行との比較)

【国基準の考え方】

(現行)

推定年収	階層区分	保育料(月額)	
		3歳未満児	3歳以上児
-	生活保護世帯	0円	0円
~ 260万円	市町村民税非課税世帯 (母子・父子・障害・その他)	9,000円 (0円)	6,000円 (0円)
~ 330円	市町村民税課税世帯 (母子・父子・障害・その他)	19,500円 (18,500円)	16,500円 (15,500円)
~ 470万円	所得税額 40,000円未満	30,000円	27,000円
~ 640万円	所得税額 103,000円未満	44,500円	41,500円
~ 930万円	所得税額 413,000円未満	61,000円	58,000円
~ 1,130万円	所得税額 734,000円未満	80,000円	77,000円
1,130万円 ~	所得税額 734,000円以上	104,000円	101,000円

新制度における
保育料(月額)

(新制度)

階層区分	保育料(月額)					
	3歳未満児			3歳以上児		
	保育標準時間	保育短時間	標準時間との差額	保育標準時間	保育短時間	標準時間との差額
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
市町村民税非課税世帯 (母子・父子・障害・その他)	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)	0円 (0円)	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)	0円 (0円)
所得割課税額 48,600円未満 (母子・父子・障害・その他)	19,500円 (18,500円)	19,300円 (18,300円)	200円 (200円)	16,500円 (15,500円)	16,300円 (15,300円)	200円 (200円)
所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円	400円	27,000円	26,600円	400円
所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円	600円	41,500円	40,900円	600円
所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円	900円	58,000円	57,100円	900円
所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円	1,200円	77,000円	75,800円	1,200円
所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円	1,600円	101,000円	99,400円	1,600円

保育標準時間認定は現行の利用者負担の水準を基本とし、保育短時間認定は保育標準時間認定の 1.7%を基本に設定

低所得世帯等への軽減措置

現行の保育所における取り扱いを踏まえ、1~3号認定を受ける子どものいずれの場合についても同様に軽減措置を実施

▶対象世帯：母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)

▶軽減額：第2・3階層で、上記の世帯に該当する場合、第2階層にあっては0円とし、第3階層にあっては1,000円を減じた額とする。

多子世帯への軽減措置

現行の取り扱いを継続し、小学校就学目の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に、2人目は半額、3人目以降は0円とする。

階層区分・金額は現行の国の基準と同様である。

夫婦(妻は非課税)と子2人の世帯をモデルに課税額が設定されている。

【室蘭市基準の考え方】

(現行)

推定年収	階層区分	保育料(月額)		
		3歳未満児	3歳児	4・5歳児
-	A 生活保護世帯	0円	0円	0円
~ 260万円	B-1 市民税非課税世帯	3,600円	2,400円	2,100円
	B-0 (母子・父子・障害・その他)	(0円)	(0円)	(0円)
~ 330万円	C1 市民税課税世帯 均等割のみ(所得割非課税)	12,500円	9,500円	8,500円
	(母子・父子・障害・その他)	(11,500円)	(8,500円)	(7,500円)
	C2 所得割 5,000円未満 (母子・父子・障害・その他)	16,000円 (15,000円)	13,000円 (12,000円)	11,700円 (10,700円)
	C3 所得割 5,000円以上 (母子・父子・障害その他)	19,500円 (18,500円)	16,500円 (15,500円)	14,900円 (13,900円)
~ 470万円	D1 12,500円未満	22,100円	19,100円	17,200円
	D2 22,000円未満	24,700円	21,700円	19,500円
	D3 31,000円未満	27,300円	24,300円	21,900円
	D4 40,000円未満	30,000円	27,000円	24,300円
~ 640万円	D5 55,000円未満	33,600円	30,200円	27,200円
	D6 70,000円未満	37,200円	33,400円	30,100円
	D7 85,000円未満	40,800円	36,700円	33,000円
	D8 103,000円未満	44,500円	40,000円	36,000円
~ 930万円	D9 206,500円未満	50,000円	40,600円	36,600円
	D10 309,500円未満	55,500円	41,300円	37,200円
	D11 413,000円未満	61,000円	42,000円	37,800円
~ 1,130万円	D12 520,000円未満	67,300円	44,400円	40,000円
	D13 627,000円未満	73,600円	46,800円	42,200円
	D14 734,000円未満	80,000円	49,300円	44,400円
	D15 843,000円未満	88,000円	54,200円	48,700円
1,130万円 ~	D16 952,500円未満	96,000円	59,100円	53,100円
	D17 952,500円以上	104,000円	64,000円	57,600円

新制度における
保育料(月額)

(新制度)

階層区分	保育料(月額)								
	3号認定(3歳未満児)			2号認定(3歳児)			2号認定(4・5歳児)		
	保育標準時間	保育短時間	標準時間との差額	保育標準時間	保育短時間	標準時間との差額	保育標準時間	保育短時間	標準時間との差額
A 生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B-1 市民税非課税世帯	3,600円	3,600円	0円	2,400円	2,400円	0円	2,100円	2,100円	0円
B-0 (母子・父子・障害・その他)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)
C1 旧市民税課税世帯 市民税均等割のみ	12,500円	12,300円	200円	9,500円	9,400円	100円	8,500円	8,400円	100円
(母子・父子・障害・その他)	(11,500円)	(11,300円)	(200円)	(8,500円)	(8,400円)	(100円)	(7,500円)	(7,400円)	(100円)
C2 市民税所得割 5,000円未満 (母子・父子・障害・その他)	16,000円 (15,000円)	15,800円 (14,800円)	200円 (200円)	13,000円 (12,000円)	12,800円 (11,800円)	200円 (200円)	11,700円 (10,700円)	11,600円 (10,600円)	100円 (100円)
C3 市民税所得割 48,600円未満 (母子・父子・障害その他)	19,500円 (18,500円)	19,200円 (18,200円)	300円 (300円)	16,500円 (15,500円)	16,300円 (15,300円)	200円 (200円)	14,900円 (13,900円)	14,700円 (13,700円)	200円 (200円)
D1 旧所得税課税世帯 市民税所得割 60,700円未満	22,100円	21,800円	300円	19,100円	18,800円	300円	17,200円	17,000円	200円
D2 市民税所得割 72,800円未満	24,700円	24,300円	400円	21,700円	21,400円	300円	19,500円	19,200円	300円
D3 市民税所得割 84,900円未満	27,300円	26,900円	400円	24,300円	23,900円	400円	21,900円	21,600円	300円
D4 市民税所得割 97,000円未満	30,000円	29,500円	500円	27,000円	26,600円	400円	24,300円	23,900円	400円
D5 市民税所得割 115,000円未満	33,600円	33,100円	500円	30,200円	29,700円	500円	27,200円	26,800円	400円
D6 市民税所得割 133,000円未満	37,200円	36,600円	600円	33,400円	32,900円	500円	30,100円	29,600円	500円
D7 市民税所得割 151,000円未満	40,800円	40,200円	600円	36,700円	36,100円	600円	33,000円	32,500円	500円
D8 市民税所得割 169,000円未満	44,500円	43,800円	700円	40,000円	39,400円	600円	36,000円	35,400円	600円
D9 市民税所得割 213,000円未満	50,000円	49,200円	800円	40,600円	40,000円	600円	36,600円	36,000円	600円
D10 市民税所得割 257,000円未満	55,500円	54,600円	900円	41,300円	40,600円	700円	37,200円	36,600円	600円
D11 市民税所得割 301,000円未満	61,000円	60,000円	1,000円	42,000円	41,300円	700円	37,800円	37,200円	600円
D12 市民税所得割 333,000円未満	67,300円	66,200円	1,100円	44,400円	43,700円	700円	40,000円	39,400円	600円
D13 市民税所得割 365,000円未満	73,600円	72,400円	1,200円	46,800円	46,100円	700円	42,200円	41,500円	700円
D14 市民税所得割 397,000円未満	80,000円	78,700円	1,300円	49,300円	48,500円	800円	44,400円	43,700円	700円
D15 市民税所得割 430,000円未満	88,000円	86,600円	1,400円	49,300円	48,500円	800円	44,400円	43,700円	700円
D16 市民税所得割 463,000円未満	96,000円	94,400円	1,600円	49,300円	48,500円	800円	44,400円	43,700円	700円
D17 市民税所得割 463,000円以上	104,000円	102,300円	1,700円	49,300円	48,500円	800円	44,400円	43,700円	700円

国と同様に、保育標準時間認定は現行の利用者負担の水準を基本とし、保育短時間認定は保育標準時間認定の 1.7% (= 98.3%)を基本に設定

低所得世帯等への軽減措置

現行の保育所における取り扱いを踏まえ、1~3号認定を受ける子どものいずれの場合についても同様に軽減措置を実施

▶対象世帯：母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)

▶軽減額：第2・3階層で、上記の世帯に該当する場合、第2階層にあっては0円とし、第3階層にあっては1,000円を減じた額とする。

多子世帯への軽減措置

現行の取り扱いを継続し、小学校就学目の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に、2人目は半額、3人目以降は0円とする。